

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

情報化社会（IT社会）の進展により、市民の個人情報は、経済・社会分野において広範囲に利用されている。個人情報の利用は、各人のニーズに応じたサービスを効率的に提供することを可能にするなど、社会生活の利便性を大きく向上させている。

しかし、その一方で、ITを活用した大量かつ迅速な個人情報の処理は、個人情報の不当な利用、流出等の危険性を内包しており、近年の個人情報漏えい事件の報道に見られるように、市民の個人情報の保護に対する意識はますます高まり、個人情報の保護は非常に重要なものとなっている。

本市においては、市民の個人情報を保護するため、平成3年に福岡市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めてきたところであるが、平成15年、国において、公的部門・民間部門における個人情報の保護を目的とする個人情報保護関連5法が制定されたことを踏まえて、市民の権利利益をより一層保護し、市政に対する市民の信頼を確保するため、条例の全面改正を行い、平成17年10月から新条例を施行している。

本市の個人情報保護制度の趣旨は、以下の3点である（条例第1条参照）。

(1) 市の保有する個人情報の適正な取扱いに関して遵守すべき事項等を定める。

市は、行政サービスの提供等のために、市民の様々な個人情報を保有している。市民の権利利益を守るためには、何よりもまず、市の保有する個人情報の適正な取扱いが必要である。そのための、市が遵守すべき個人情報の取扱いに関するルールを定めるものである。

条例では、個人情報の収集、利用及び提供についての制限を設けるほか、個人情報の適正な維持管理に係る措置や個人情報の取扱いの委託に係る措置等を定めている。

(2) 本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を明らかにする。

個人情報の内容の正確性及び取扱いの適正性を担保するためには、個人情報の主体である本人の関与が必要不可欠であることから、本人に対して、市の保有する個人情報について関与する権利を認めるものである。

条例では、①市の保有する個人情報の内容の開示を求めることができること（開示請求権）、②その内容に誤りがあれば訂正を求めることができること（訂正請求権）、③条例に違反する個人情報の取扱いがなされている場合は、利用停止を求めることができること（利用停止請求権）の3つの権利を定めている。

これらの権利は、いわゆる「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」に基づくものであると言えることができる。

(3) 個人情報の保護に関する市の施策を定める。

市民の個人情報は、市だけではなく、広く事業者等においても保有、利用されており、市民の権利利益の保護のためには、事業者等の保有する個人情報についても適正な取扱いが図られなければならない。そのため、市民に身近な行政として、事業者に対する市の一定の関与が求められている。

条例では、事業者への助言、指導等、事業者における個人情報の取扱いに関する市民からの苦情の処理のあっせん等を定めている。

これらは、個人情報の保護に関する法律第12条及び第13条で求められている「個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置」、「個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置」を具体化するものである。

2 本市の個人情報保護制度のあゆみ

昭和62年 9 月	市民及び学識経験者で構成する福岡市情報公開懇話会が、「プライバシーを実効的に保護するため、情報公開制度とは別途に、総合的な個人情報保護制度を確立することが望ましい。」旨の提言を行う。
昭和63年12月	市の局長級等を委員とする福岡市個人情報保護制度研究委員会を設置し、本市の実情にあった個人情報保護制度のあり方について調査研究を行う。 (委員会 3 回、幹事会 2 回、専門部会 4 回開催)
平成 2 年 1 月	福岡市個人情報保護制度研究委員会が、「福岡市個人情報保護制度研究報告書」を取りまとめる。
平成 2 年 2 月	市民及び学識経験者で構成する福岡市個人情報保護制度懇話会を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について調査検討を行う。 (全体会 7 回開催)
同 10月	福岡市個人情報保護制度懇話会が「福岡市の個人情報保護制度に関する提言」を行う。
平成 3 年 3 月	福岡市個人情報保護条例（平成 3 年福岡市条例第 9 号）を公布。
同 10月	同条例を全面施行。
平成12年 3 月	成年後見制度の改正に伴い、同条例を一部改正。
平成16年 4 月	福岡市個人情報保護審議会に福岡市における個人情報保護制度のあり方について諮問する。
同 11月	福岡市個人情報保護審議会が審議内容を中間的に取りまとめ、市民の意見を募集する。
平成17年 1 月	福岡市個人情報保護審議会が「福岡市における個人情報保護制度のあり方について」を答申する。 (全体会 4 回、部会 8 回開催)
同 6 月	福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）を公布。
同 10月	同条例を施行。
平成19年 6 月	労働者派遣契約に基づき本市の業務に従事する派遣労働者の責務及び罰則を定めるため、同条例を一部改正。（同年 7 月施行）
平成21年 3 月	統計法の改正に伴い、同条例を一部改正。
平成22年 3 月	実施機関に地方独立行政法人福岡市立病院機構を加えるため、同条例を一部改正。
平成25年 3 月	労働者派遣法の法律名称変更に伴い、同条例を一部改正。（公布日施行）
平成27年10月	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、同条例を一部改正。（平成27年10

	月、28年1月及び29年5月施行)
平成28年3月	行政不服審査法の全面改正に伴い、同条例を一部改正。(同年4月施行)
平成29年3月	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同条例を一部改正。(同年5月施行)
令和3年3月	福岡市土地開発公社の解散に伴い、実施機関から同公社を除外するため、同条例を一部改正。(同年4月施行)

3 本市の個人情報保護制度の概要

個人情報保護制度の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 総則

① 目的(条例第1条)

個人情報の適正な取扱いを確保し、もって市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

② 実施機関(条例第2条第1号)

市長、議長、教育委員会等の行政委員会、監査委員、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社※

③ 個人情報(条例第2条第2号)

個人に関する情報であつて、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

④ 保有個人情報(条例第2条第3号)

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているもの(公文書に記録されているものに限る。)

⑤ 個人番号(条例第2条第9号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号

⑥ 特定個人情報(条例第2条第10号)

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報

⑦ 保有特定個人情報(条例第2条第11号)

保有個人情報のうち特定個人情報であるもの

※ 福岡市土地開発公社の解散に伴い、令和3年3月31日をもって実施機関から同公社は除外されている。

⑧ 情報提供等記録（条例第2条第12号）

番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報

⑨ 市の責務（条例第3条）

個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施するとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

⑩ 実施機関の責務（条例第4条第1項）

保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じ、あわせて本人が自己の個人情報の取扱いに対して関与する権利を十分に尊重するとともに、個人情報の保護の重要性について職員の意識の啓発に努めなければならない。

⑪ 実施機関の職員の責務（条例第4条第2項）

実施機関の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報を職務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。

⑫ 実施機関の派遣労働者の責務（条例第4条第3項）

労働者派遣契約に基づき、実施機関の指揮命令を受ける派遣労働者又は派遣労働者であった者は、業務に関して知り得た個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。

(2) 実施機関における個人情報の取扱い

① 個人情報取扱事務の届出等（条例第7条）

ア 個人情報を取り扱う事務又は事業を開始し、又は変更するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければならない。

イ 市長は、届出に係る事項を記載した目録（個人情報目録）を作成・公表しなければならない。

② 収集に関する制限（条例第8条）

ア 個人情報を収集するときは、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、その利用目的を特定して行わなければならない。

イ 個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

ウ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を収集してはならない。

エ 個人情報を収集するときは、原則として、本人から収集しなければならない。

オ 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、原則として、収集してはならない。

③ 利用目的の明示（条例第9条）

本人から直接書面で個人情報を収集するときは、原則として、その利用目的を明示しなければならない。

④ 利用及び提供に関する制限（条例第10条）

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を自ら利用し、又は外部へ提供してはならない。

⑤ 保有特定個人情報の利用及び提供に関する制限（条例第10条の2）

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

実施機関は、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者へ提供してはならない。ただし、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑥ 電子計算組織の結合に関する制限（条例第12条）

個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認めるときでなければ、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。

⑦ 適正な維持管理に関する措置（条例第13条）

ア 保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実態と合致するよう努めなければならない。

ウ 保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

⑧ 個人情報の取扱いの委託に係る措置（条例第14条）

委託に関する契約書等に、個人情報の保護に関して必要な事項を明記するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

⑨ 受託者等の責務（条例第15条）

ア 受託者（再委託を受けた者）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 受託者（再委託を受けた者）は、業務を再委託するときは、再委託に関する契約書等に個人情報の保護に関して必要な事項を明記するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

ウ 受託業務（再委託の業務）の従事者又は従事者であった者は、業務に関して知り得た個人情報を業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。

⑩ 指定管理者等についての準用（条例第16条）

指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、実施機関、指定管理者及びその従事者について、個人情報の取扱いを伴う業務を委託する場合の規定を準用する。

⑪ 苦情の処理（条例第17条）

実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(3) 開示、訂正及び利用停止

① 開示請求権（条例第18条）

「何人も」自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

未成年者又は成年被後見人の法定代理人等は代理請求ができる。

保有特定個人情報に限り、任意代理人が開示請求をすることができる。

② 保有個人情報の開示義務（条例第20条）

第20条各号に掲げる非開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、保有個人情報を開示しなければならない。（原則開示）

③ 費用の負担（条例第31条）

保有個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、その費用を負担しなければならない。

（例：用紙1枚（片面）モノクロ10円・カラー30円）

④ 簡易な方法による開示（条例第32条）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、口頭その他の方法による簡易な手続により開示請求をすることができることとし、実施機関が定める方法により、当該保有個人情報の開示をする。

⑤ 訂正請求権（条例第33条）

「何人も」自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。

⑥ 保有個人情報の訂正義務（条例第35条）

訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報の訂正をしなければならない。

⑦ 利用停止請求権（条例第42条）

「何人も」自己を本人とする保有個人情報の不適正に取り扱われていると思料するときは、その利用の停止等を請求することができる。

区 分	請求する措置の内容
第8条の規定に違反して収集されているとき 第10条の規定に違反して利用されているとき 第10条の2第1項及び第2項ただし書の規定に違反して利用されているとき 番号法第20条の規定に違反して収集若しくは保管されているとき 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき	保有個人情報の利用の停止又は消去

第10条の規定に違反して提供されているとき 第10条の2第3項本文の規定に違反して提供 されているとき	保有個人情報の提供の停止
---	--------------

- ⑧ 保有個人情報の利用停止義務（条例第44条）
利用停止請求に理由があると認めるときは、原則として、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、保有個人情報の利用停止をしなければならない。
- ⑨ 審査請求等（条例第48条の2、第49条）
ア 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求等に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。
イ アの審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
ウ 審査請求に係る審査庁は、審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、個人情報保護審議会に諮問しなければならない。
エ 審査庁は、個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、答申があった日の翌日から起算して30日以内に、審査請求に対する裁決をしなければならない。
- (4) 事業者等における個人情報の保護
- ① 事業者に対する措置（条例第52条）
市長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるように、助言又は指導その他の必要な措置を講じるよう努める。
- ② 苦情の処理のあっせん等（条例第53条）
ア 市長は、事業者における個人情報の取扱いに関し、市民から苦情の相談があったときは、当該苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講じるよう努める。
イ 市長は、市民からの苦情に関する事実関係を明らかにするために必要な限度において、事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
ウ 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、その取扱いを是正するよう勧告することができる。
- ③ 出資法人等に対する措置（条例第54条）
市が4分の1以上を出資している法人は、条例の規定に基づく市の施策に準じて、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- (5) 福岡市個人情報保護審議会（条例第56条）
条例の適正な運用を図るため、福岡市個人情報保護審議会を置き、次の事務を所掌する。
ア 個人情報の収集、保有個人情報の利用・提供及び電子計算組織の結合について意見を述べること。
イ 保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べること。

ウ 保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について審議すること。

エ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(6) 適用除外（条例第70条）

ア 次の個人情報については、条例の規定は適用しない。

- ・統計法による統計調査において取り扱う個人情報
- ・図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

イ 刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、第3章〔開示、訂正及び利用停止〕の規定は適用しない。

(7) 罰則

① 実施機関の職員等に対する罰則（条例第74条～第77条）

	主 体	対 象 情 報	行 為	刑 罰
ア	実施機関の職員又は職員であった者 実施機関の指揮命令を受ける派遣労働者又は派遣労働者であった者 受託業務に従事している者又は従事していた者 指定管理者の業務に従事している者又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
イ	同上	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
ウ	実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録	職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したとき	同上
エ	福岡市の区域外において罪を犯した者			ア～ウを適用

② 個人情報保護審議会の委員に対する罰則（条例第78条）

個人情報保護審議会の委員が守秘義務に違反したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

③ 開示制度を不正に利用した者に対する罰則（条例第79条）

偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。